福祉保健関係部課長会議議事録

１　日　時　平成２９年８月２４日（木）午後１時３０分から午後２時３５分
２　場　所　愛知県自治センター４階　大会議室
３　当番市　弥富市
４　出席者　県　児童家庭課母子保健Ｇ　岩下浩二課長補佐
健康対策課健康づくりＧ　小林容子課長補佐
健康対策課難病医療給付Ｇ　田代一夫課長補佐
子育て支援課子育て給付Ｇ　鈴木陽子課長補佐
市　弥富市民生部長　村瀬美樹　始め４９名
市長会事務局　財政係長　浅田正弘　始め２名
５　内　容
(1) 開　会　市長会事務局　浅田正弘財政係長

(2) あいさつ　児童家庭課母子保健Ｇ　岩下浩二課長補佐
会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。
本日この福祉保健関係部課長会議におきましては、４つの議題を中心に開催されるというご案内をいただきまして、県の方から関係する主管課の担当者が出席をさせていただきました。
私は児童家庭課母子保健グループでございますので、関連することについて少し触れさせていただきたいと思います。昨年度児童福祉法と一緒に改正されました母子保健法の第２２条で母子健康包括支援センターが規定されまして、この４月から市町村においてこの母子包括健康支援センターが設置が努力義務という形にされております。この母子包括健康支援センターは法律上の名称ということで言われてますけども、いわゆる子育て世代包括支援センターというもので、皆様方に取り組みを進めていただいているところかと思います。この子育て世代包括支援センターは妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うワンストップの拠点という風に定義されていることもありまして、センターが果たす機能というのもが大変幅広く多方面から期待が高い事業という風になってきております。
また、本日の議題の中でも取り上げられておりますが、このセンターと併せまして、産前産後サポート事業ですとか、産後ケア事業、産婦健康診査事業といったものに対する取組みも大変重要となっております。県といたしましては、今月１日に産後ケアに関するシンポジウム、「地域で支える妊娠・出産・子育て」というタイトルのものを開催させていただいたほか、県の保健所におきましても関係機関の連携会議などを開催し、市町村におけるセン

ター設置、運営とか産後ケア事業等の推進に対する支援に取り組んでいるところでございます。

最後に本日の会議は、市の関係者の皆さまが一堂に会し、現在問題になっているということについて意見交換ができる大変貴重な機会であろうと思いますので、有意義な時間となることを期待をいたしまして、簡単ではありますが私からのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いします。

(3) 議長選出　市制施行順により、弥富市　民生部長　村瀬美樹

(4) 議　題

議長

皆さんこんにちは、弥富市民生部長の村瀬美樹と申します。

本日は当番市ということで、議長を務めさせていただきます。何分不慣れでございますので、円滑な議事運営に精一杯努めてまいりますが、皆さま方ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題の協議に入らさせていていただきます。

提案市の豊橋市さんから趣旨説明をお願いしたいと思いますけれども、各市の状況につきましては、市長会事務局に取りまとめをいただいております資料１をご参照いただきたいと思います。

それでは、豊橋市さんどうぞよろしくお願いいたします。

議題１　受動喫煙防止対策について
提案市の豊橋市から趣旨説明

【要旨】

豊橋市

豊橋市の牧野と申します。よろしくお願いします。

今回議題１ということで、受動喫煙防止のための環境整備について、今、豊橋市で検討しているところであります。条例検討を含めて各市の動向、受動喫煙防止対策の取組みについてご教授いただきたく今回提案をしております。

現在の豊橋の状況としましては、条例制定に向けて少しずつ動き出している状況ではありますが、それプラス、従来どおりの受動喫煙対策も進めていますので、それも含めて強力的に推進していくよう今現在検討しているところでございます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは私から各市の状況をお尋ねさせていただきます。

名古屋市さんにお尋ねをさせていただきます。名古屋市さんでは「安心安全で快適なまちづくり名古屋条例」及び「健康名古屋プラン」が策定されております。またホームページには、市民の声で歩道や飲食店の禁煙対策等に関する要望も掲載をされております。要望に対する取り組み、それから成果について補足説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【意見】

名古屋市

今ご紹介をいただきました取組みをさせていただいておりまして、市民の皆さんからのご意見としましては、今年度に入りましてからですね昨年度１年間分の市民方からのご意見がこの３カ月ぐらいでいただいているという状況でございます。具体的には、私どもの取組みについてご理解いただくようにご案内をさせていただいたり、また特定の場所等のお話がございます時にはですね保健所ですとか、それから私どもの職員が現場を実際に見に行って例えば施設の管理者の方へご協力をいただけるようにご説明させていただくというような取り組みを実施しているところでございます。また、健康福祉局ではなくて環境局の方では路上禁煙地区ということで実施しておりますので、そういったところでのご案内というのもさせていただいているところございます。以上でございます。

議長

ありがとうございました。飲食店の禁煙対策については、いかがでございましょうか。飲食店の禁煙対策のご要望があるようでございますけども、そちらの取組みについてはいかがでございましょうか。

名古屋市

私どもは建物内の全面禁煙実施施設の認定事業というのをやっておりますけれども、当初認定事業を始めた頃はですね周知を実施して認定の登録をですねご申請いただいているところがありましたけれども、最近私どもの方もなかなか力不足で具体的にお話と言いますか周知がまだまだ十分ではないので広がってないところでございます。各業界と言いますか関係団体の方のところにですねお話をさせていただこうかなという風に少し検討はしたんですけれども、なかなか厳しい状況があるなというのを感じているところでござ

います。

議長

ありがとうございました。安城市さんにお尋ねをさせていただきます。

安城市さんでは「安城市さわやかマナーまちづくり条例」が平成２７年４月１日から施行されております。施行に当たって配慮された点や苦労された点、また制定後の効果について補足説明をお願いいたします。

安城市

安城市さわやかマナーまちづくり条例は、議員提案による条例で、平成２７年４月１日から施行されています。

その条例の中のひとつに路上喫煙禁止について定め、路上喫煙を禁止する必要があると認める区域として、市内３駅の安城駅・三河安城駅・新安城駅周辺を路上喫煙禁止区域として指定しました。それに伴い指定喫煙場所を設置し、喫煙場所を集約するとともに、人通り少ない場所に設置したことにより、一定の受動喫煙を減らす効果を果たしたと思います。しかし、指定された路上喫煙禁止区域の認知度が低いことと、指定喫煙場所によっては、その周りを歩く人への受動喫煙の課題が残されています。

議長

ありがとうございました。提案市の豊橋市さん、よろしいでしょうか。どこかお尋ねしたい市がございましたらお願いしたいと思いますけども。

豊橋市

ありがとうございます。国の法律が変更、制定になりますので、今はなかなか進みづらい状況に皆さんもあるかと思っています。その中でも進めていかなければならないという声が大きいものですから、豊橋市としては、進めてく方向に動き出しているところですが、先ほど出ました飲食店という部分につきまして、国の動きも見据えて豊橋も考えていくことにはなりますが、基本的には建物内禁煙、子ども、弱者以外そういう方々がいらしゃる所はもちろん敷地内禁煙という国の方向で行くんですが、それ以外は基本的には建物内禁煙で考えているとこです。またいろんな条件が付いてくるかと思いますので、私どもも国の動向を見据えつつではありますけれども推進していこうという風に今考えているところですので、また今日以降に、進めていこうという自治体等がございましたら連絡を取り合って、教えていただけたらありがたいと思っております。

議長

ありがとうございました。また、豊橋市さんからお尋ねがございましたら皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

他市の皆さま、お尋ねしたい点またご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。無いようでございますので、受動喫煙防止対策について愛知県の方から方向性及びコメントをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

愛知県

先程、豊橋市さんがおっしゃられましたように、今度の秋の臨時国会等で以前厚生労働省が発表した基本的な考え方の案からの修正の提出といった話が新聞等報道でされているところでございます。私どもの方でも、新聞報道で内容を知るのみで、詳細を承知しておりませんので、皆様にお伝えすることができないところでございます。県といたしましても厚生労働省から情報提供があった際には、速やかに皆様方へご提供させていただきたいと思いますので、今後とも受動喫煙防止対策に関しましてご協力をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

次に議題２「妊娠・出産に関する支援事業の取組みについて」を議題とさせていただきます。各市の状況につきましては、資料２をご参照いただきたいと思います。

では、提案市の豊橋市さんから趣旨説明をお願いいたします。

議題２　妊娠・出産に関する支援事業の取組みについて
提案市の豊橋市から趣旨説明

【要旨】

豊橋市

議題２といたしまして「妊娠・出産に関する支援事業の取組みについて」ということで出さしていただいております。先ほどご挨拶等もございましたが、国の方が子育て世代包括支援センターの全国展開が妊娠・出産包括支援事業として「産前・産後サポート事業」、「産後ケア事業」と産後うつ予防や新生児への虐待予防との観点から「産婦健康診査事業」の積極的な取り組みを自治体に促しているところでございます。まだ豊橋の場合ですと提出している資料にありますとおり「産前・産後サポート」につきましては、２９年４月から展

開をしているところです。「産婦健康診査事業及び産後ケア事業」につきましては、今後やっていこうと考えているところでございますので、皆さま方の状況等をお教えいただけたらありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。では、名古屋市さんにお尋ねをさせていただきます。産後ケアモデル事業を実施されるに当たりご苦労された点または平成２７年度から実施にあたりまして改善・工夫された事項等について補足説明をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【意見】

名古屋市

産後ケアモデル事業につきましてですね、これでいろいろ制度設計をしてんですけれども、この部分で現在２８年１２月３１日現在の登録事業所は１６か所となっております。私は未来課ということで予算担当でございまして事務的な事はお答えできなくて申し訳ないんですけれどもその部分でそういった宿泊ができる所をですねいろいろ開拓されるというところでいろいろ苦労と調整だとかが必要だったのではないかと考えられます。それと後ですね２７年から始めましたけれども、まだなかなかですね利用の方の実績が上がっていないと宿泊型で１日当たり所得に応じまして７５０円から１５，０００円というご負担があるというところもございまして、まだちょっと利用の実績が伸びていないというところはございます。またちょっとご質問ではないんですけれども産婦健康診査につきましては、名古屋市におきましては今年の４月から実施をいたしているところでございます。

議長

ありがとうございました。では大府市さんにお尋ねをさせていただきます。今年度から産婦健康診査事業の回数を２回に増やされましたが、その経緯、２回目の助成額、利用率、市民の声等をお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

大府市

大府市の田中です。よろしくお願いします。

まず、助成額は、豊橋市さんと同じ１回５，０００円を上限としています。平成２９年度から開始した事業ですので、利用実績や市民の方の反応という

のは、ちょっとまだお答えできる状況ではありません。導入の経緯につきましては、市長が変わって２年目になりますが、当初よりマニュフェストで子育て支援を盛り込んでおり、平成２９年は特にその中でも子育て支援八策として重点事業と位置付けて、検診の充実と産後のケアなど一連の事業を実施しているところでございます。

議長

ありがとうございました。豊田市さんにお尋ねをさせていただきます。産婦健康診査事業の検診内容について、愛知県医師会との協議により変更する可能性があると記載してございますが、この場の発言に差し障りがなければその部分をお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

豊田市

豊田市の南と申します。所管課の方からお話を聴いてきたところでございますけれども、回数については増やす予定はございませんが、その内容につきましては今現在問診の内容がメンタルケアという項目になっておりまして、あまり項目数が多くないものですから医師会の方と協議をしまして内容の変更を考えている最中でございます。詳細についてはですね今のところ分かっておりません。

議長

ありがとうございました。江南市さんにお尋ねをさせていただきます。愛知県全体としての体制づくりの要望の記載がございますが、補足説明をお願いしたいと思います。

江南市

江南市の福祉課長の貝瀬と申します。産婦の健康診査事業について資料に記載のとおり平成１９年度から当市では実施をしておるところでございます。検診の項目は産婦人科医の指定項目といったところでやっておるんですけれども、現場の方からやっぱり上がってくる声としてですねその後の産後のうつとかそれからそれに伴ってのネグレクトを含めた虐待であるとかそういったところをですね早く見抜くためにやっぱりメンタルヘルスのチェックの部分がですね重要だというところなんですけれども実際に手法が統一されたものが無いものですから手探りでやっておるような状況であります。それからハイリスクの方を発見した場合のその後のサポートの体制といったものも実際には現在はない状況でございますので、その後の医療と行政の方が連携し

たような形のサポート体制構築に向けて県の主導で取組みをお願いできないかというところがございまして資料に書かさせていただいたところでございます。お願いします。

議長

ありがとうございました。提案市の豊橋市さん、皆さまからのご意見をいただきましたがよろしかったでしょうか。他にお尋ねしたい市はございませんでしょうか。他の市の皆さま、いかがでございましょうか、ご意見等ございませんか。無いようでございますので、妊娠・出産に関する支援事業の取組みについて江南市さんの要望を含めて、愛知県の方向性及びコメントをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

愛知県

座って失礼させていただきます。今のお話とそれから今回の資料等を見させていただきまして、いろいろと取組みを進めていただいていることがわかり、勉強になったと思います。事業自体の方向性ということでいきますと提案市の豊橋市さんが書いて見えるように積極的に取り組んで行っていただきたいという事業になりますので、引き続き取組みを進めていただきたいと思っています。あと、最後の江南市さんの方の話にあった県全体での体制づくりというようなことですが、最初のあいさつでお話をしたように子育て世代包括支援センターの推進に向けてということであれば、県の方としても事業化をして保健所における支援や研修、シンポジウムなどの開催をしているという状況です。特に最近の話として課題と認識しているのが産婦健診になると思います。産婦健診については、今日の資料の中にもいくつか書いてある市の方が見えたんですがもともと愛知県内３０市ぐらいが、産婦健診を独自財源でやっていただいていて、その中ではメンタルチェックという言い方で、メンタル面の確認をしていただいてたかと思います。国が今年度、２９年度新規事業で産婦検診事業というのを立ち上げまして、産婦健診の国庫補助をもらおうと思うとメンタルチェックの方式がエジンバラ、ＥＰＤＳといっている方式でやるということが決まっていて補助金をもらうためにはそういった要件をクリアをしないといけないという状況になってきているかと思います。連携先としても今までは産科さんとの連携で大体よかったのかと思うんですけれど、特に精神科のクリニックとの連携などが必要になってくるかということは、我々としても課題として認識はしています。今の時点でこういう風にやりますというところまでちょっとお答えできないんですが県としても課題として認識しているということ、それから精神科の団体とか産婦人科の団体の方

医会さんとの調整など、我々がまず調整してというような動きをしていきたいと思っております。市町村の皆様には、今後とも事業を進めていっていただけるように努力を続けていただきたいなあと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。江南市さんよろしかったでしょうか。
ありがとうございました。それでは続きまして議題３「休日保育の実施状況について」を議題とさせていただきます。提案市の一宮市さんから趣旨説明をお願いしたいと思います。皆さまには資料３をご参照いただきたいと思います。

議題３　休日保育の実施状況について
提案市の一宮市から趣旨説明

【要旨】

一宮市

一宮市の長谷川と申します。この度は議題として取り上げていただきましてありがとうございました。

休日保育の実施状況についてということなんですが、平成２７年度より本格施行となりました子ども子育て支援新制度に合わせましてですね、それまで１回あたり２，１００円利用料を徴しておった休日保育を無料化をした訳です。そうしたらですね利用希望者が急増して利用選考を毎回のように行っているという状況が発生しておりまして、どのくらい増えたかといいますと平成２６年度までは過去３ヶ年大体３００人台ぐらいで、延べであったんですけれども、２７年度にはですね延べ６６４人になりました。ただこれは理由としては実施園を１つ増やしたというのもあって２園から３園にしたんですけれどもそれでも急に増えまして、しかも無料化したのもですねちょっと慌ただしくといいますか、新制度の内容が明らかになって何の利用策も考えずにただ単に今までのやり方で無料にしたということでしたので、２７年度は利用したくても利用できないというお叱りを随分いただきました。そこでですね限られた定員を有効活用するために書いてあるようなことをいろいろやってまいった訳なんですけれども２８年度がそれで利用者が９２９人になりました。そういったことで３園とも毎回定員いっぱいでやっているかというと実は蓋を開けてみるとそうではなくて、３園のうち２園ではですね大体来るのは半分ぐらいという日が多いわけですね。結局予約するだけしておいてキャンセルをしてしまうということがありまして、なかなかそういったこと

も無料だからというのかもしれませんが、ちょっと防げない状態になってまして何かいい方法はないかというようなことで、各市の状況をお伺いしたくこの度議題として挙げさせていただいた次第でございます。

議長

ありがとうございました。刈谷市さんにお尋ねをさせていただきます。

刈谷市さんでは、公立保育所の休日保育の定員が大変多いかと思っておりますけれども、年齢別定員の内訳それから休日保育を担う保育士の確保、シフトが大変だと思っておりますけれども、いか様に取り組まれているかお教えいただきたいと思っております。また２９年度より３つの私立の保育所拡大をされてお見えになりますけれども、こちらについても年齢別の定数の内訳と実施についてはですね加算だけなのでしょうか、それとも市単独の補助を出されてお見えになるのかですね合わせて教えていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【意見】

刈谷市

刈谷市の福祉総務課長の小出と申します。よろしくお願いいたします。

直接の担当ではないので担当課から情報を聞いてきたものでお答えをさせていただきます。

まず最初に休日保育の年齢別の定員の内訳ということで、私ども２８年度までは指定管理で市が建てた建物に民間事業所が運営に入ってもらっているところが２園ございまして、そちらの方に休日、祝日の保育の方を依頼をしてきました。ですので園全体の定員がそのまま休日保育の定員となっております。それぞれで申し上げますと片方の１園は０歳が１８人、１歳が２４人、２歳が２６人、３歳が３６人、４歳が３８人、５歳が３８人ともう１園も同じような形なんですけれど０歳１５人、１歳２０人、２歳２４人、３歳３３人、４歳３４人、５歳３４人という形の定員を定めております。この事業所が、他にも認可外の保育所ですとか民間の会社経営の委託を受けて保育所を運営しているところなものですから休日、祝日の保育については、人員不足などの無いようにそういう所との連携もして人員を配置しているという風に聞いております。今年度から新規に３園増園をし、それは完全に民間が設置した保育園ですけれども、ここは祝日のみの保育をお願いしています。日曜日はお願いはしておりません。年齢別の定員は設けていないということで、書かせていただいているとおりの定員の中で対応できるように準備はしているということです。ただ、いずれの保育園も指定管理の方の保育園も定員どおりかというと決し

てそうではなくて、日曜日については平均１日１０人程度、祝日は平均１日４５人程度で、今年度に入りましては日曜日は平均１日１３人程度で祝日が３０人程度ということで、少ない利用状況になっております。申し訳ないですが新しい３園については情報がまだ入ってきていないということで、お答えできない状況でございます。あと加算のお話だったと思うんですけれども、市の単独補助ということで、祝日運営を実施した園に対しまして一律年額で１００万円と、受入れ１０人を超えた場合に超えた人数１名から１日３，７００円の補助をすることとしておりまして、２９年の祝日は年間で１５日でしたので、１０人までは１００万円の中で実施をお願いしているということになります。以上でございます。

議長

大変ありがとうございました。続きまして西尾市さんにお尋ねをさせていただきます。休日保育の実施園の数、年齢別定数、記載以外に定員を超えた時の利用選考をするにあたってですねご苦心をなさっていること、拡大の方向性などについて補足説明をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

西尾市

西尾市です。よろしくお願いいたします。西尾市では２園、休日保育というところで実施園は、２つの園になっております。休日の方の定員なんですけれども休日が０歳が３人、１～２歳が６人、３～５歳が９人で合計１８人です。祝日の方が０歳が５人、１～２歳が１８人、３～５歳が３６人で合計５９人で実施しております。利用選考の基準といたしましては就労時間数を条件としているというふうで聞いてきております。実施していて今言わせていただいた人数、少ない人数というか今うちができる限界の人数なものですから、ご兄弟で申し込まれた場合ですとかだと下のお子さんだけちょっと預けれない状況が出てしまう、そうなるとやはりじゃあいいですというふうに断られてしまうことがあるんですっていう風で担当から聞いてまいりました。担当の方も少し定員を拡大しないといけないという思いはあるんですけれども、やはりこちらの方に従事する保育士さんの確保が大変難しい状況であるので今うちの現状としては拡大ができないというようなところが現状です、以上です。

議長

ありがとうございました。提案市の一宮市さんからもお話がございましたし津島市さんからも当日の連絡なしのキャンセルの対応が課題とされており

ます。この対応策についてお答えをいただける市はございませんでしょうか。ちょっとお答えが無いようでございます。一宮市さんよろしかったでしょうか。お尋ねしたい市はございませんでしょうか。

一宮市

今回とりまとめ結果を拝見させていただきましたところですね、無料でやってらっしゃるところが１２団体ですかね、有料も１２団体で半々ぐらいで、休日保育自体を実施されていないところも１４あるということで、中々ちょっと問題意識が共有できない議案だったかなと思うんですけれども、その中で西尾市さんの事例とか同じようなお悩みがあるような感じですし、あと公立園で実施してらっしゃるところがおありということが分かりましたので、私どもキャパを拡大していくにはちょっと公立園も考えていかなきゃいけないかなと、その時には組合とかいろいろそういう問題もあるのでなかなか難しいんですけれどもすでにやっていらっしゃる団体さんの所にですね、また個別にお話というかお尋ねをさせていただくことがあるかもしれません。今回はこのように取りまとめをしていただきましてどうもありがとうございました。参考になりました。

議長

ありがとうございました。１４市がまだ実施をしていない状況にあるようでございますけれども、こちらの市においてもですね、おいおいこのような休日保育についての対応も迫られていくかと思っております。どうぞ先進市の皆さんにおかれましては、お尋ねがありましたら申し訳ございませんですけれどもいろいろご教授いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、休日保育を含めた保育事業全体に対する愛知県からの方向性並びにコメントをいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

愛知県

子育て支援課の鈴木と申します。座ったままで失礼いたします。

休日保育につきましてですけれども確認というか、念押しになるんですが、皆さまご承知のように平成２７年度から子ども子育て支援新制度がスタートいたしました。この子ども子育て支援新制度からは、保育認定というものに切り替わりまして認定を受ける子どもの月当りの保育の必要量を認定することとしておりまして、曜日を決めて行うものではないことから、例えば月曜日から土曜日まで保護者が就労する家庭も火曜日から日曜日まで就労する家庭の

いずれも認定された保育必要量標準時間認定、短時間認定ございますけれども、そこの範囲で給付を受け、その範囲で施設を利用するということに変わりました。これはご案内のとおりでございます。このように休日保育につきましては２７年度からは給付化されておりますので、休日保育加算の対象となる原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもが休日保育を利用する場合は、当該休日保育の利用に対しまして所得に応じた利用者負担とは別に利用料を徴収することはできません。また就労で認定を受けた保護者が冠婚葬祭など保育認定を受けた事由と異なる事由で休日に保育を利用する場合につきましては、一時預かり事業により利用することが考えられます。この場合は保護者から一時預かり事業としての利用料を徴収することになります。なおですね休日の職員体制を立てる充実させて休日保育を実施している場合などいわゆる公定価格の水準を超えたサービスで費用が掛かるような場合については、保護者の同意や市立の保育所の場合は市町村と協議をしていただいて必要な手続きを経たうえで特定負担額や実費徴収といったもので水準を超える費用を徴収することが考えられます。また、公立施設につきましては、もう一般財源化されておりますので公定価格につきましては各市町村さんで決めていただくこととなっておりますけれども、国の公定価格基準とか地域の実情を踏まえて市町村ごとに定めていただくこととされております。そういったことから公立施設における休日保育についてもできるだけ国の基準を参照に検討していただきたいという風に国は言っております。病児保育もですね非常にキャンセル率の高い事業でございまして、市によっては５０パーセントぐらいキャンセル率があるというところがございます。どうしてもこういった予約制、予約前もって申し込んでおいて当日になって使わないっていうものは、休日保育、病児保育を実施されている市町村さんにとっては、非常に計画が実行しづらいというかですね難しいものがございます。我々も毎年必ず一度は市の担当の方とお話をする機会を設けておりまして、非常に子ども子育て支援新制度が始まってから市町村の担当者の方も非常に事務量が増えて大変だということは伺っておりますので、またこういった機会をですねまた皆さんから情報をいただいて我々も先進市町村の事例をこれからやろうとしている市町村さんにお教えしてなるべく円滑な事業実施に繋げていければいいなという風に思っております。市町村の事業ということでございますので当然それぞれの地域の実情というものがございます。そういったものを総合的に勘案していただいて、この子ども子育て支援新制度の趣旨に沿ったような感じで進めていただきたいなという風に思っております。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長

ありがとうございました。ただいま愛知県さんからご説明を頂いたわけですけども、このご説明に対してですねご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。無いようでございますので、議題４「難病患者への見舞金の支給について」を議題とさせていただきます。提案市の豊田市さんから趣旨説明をお願いいたしたいと思います。皆さまには資料４をご参照いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議題４　「難病患者への見舞金の支給について」
提案市の豊田市から趣旨説明

【要旨】

豊田市

よろしくお願いします。豊田市障害福祉課の南と申します。難病患者、特定疾患の患者への見舞金の支給ということでお尋ねをさせていただきました。

平成３年から現物支給ということで見舞金というのを条例を定めまして規則の中に別表という形で疾病名を個別に上げまして、その法制化前の疾病のみを対象として年間３万円を支給しております。

２８年度は２４００名余ですので７，０００万円以上を支給しておりますけれども、大変お恥ずかしい状況でありますけれども法制化後ですね３３０疾患といいますか、その新しい疾患の方には対象となっておりません。現在の課題となっておりますこと、もう一つは福祉サービスの利用などそういった拡大が少しずつ広まっていますので、こういった現物支給の現金支給のですね見直しをしておるところですので、皆さま方のですね状況をお伺いして改正に向けてですね、参考にさせていただきたいと思って提案をさせていただきました。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。岡崎市さんにお尋ねをさせていただきます。拡充により対象者はどれほど増えることを想定されてお見えになりますでしょうか。また増加に伴い所得区分の制限を加える以外の見直しもございましたらお教えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【意見】

岡崎市

岡崎市保健所の片岡と申します。増加のところなんですけれども平成２７

年度から２８年度の増加を見ますと年に１７０人ということで、大体そのくらいずつ増えていくということで考えております。それから今見直しを考えているんですけれども所得制限以外のところでスモンと劇症肝炎の人は全部対象にしようということで今考えております。以上です。

議長

ありがとうございました。大府市さんにお尋ねをさせていただきます。障害福祉サービスの見直しと見舞金の支給の検討の内容について、この場の発言に差し障りがなければお願いできませんでしょうか。

大府市

大府市です。検討するのは対象者と金額になります。まず、対象者は豊田市さんと同じ状況です。疾病が増えたにもかかわらず以前の７０疾患のみという状況で、全部なくすのか全部対象にするのかどちらかにしたいと考えています。それから、月額６，５００円という金額は、他の障がい者に支給する心身障害者扶助料と金額を合わせてあるのですが、これも含めて県内ではかなり高いということは認識しています。これが条例で規定してあるという状況があり、今まで手が付けられなかったところを金額も見直したいと思っています。見直しの方法ですけれども、今年度、障害福祉サービス全体の見直しを有識者会議という形で検討する場を設けて行っています。事務局としては難病も含める、ただし、所得制限を設けるなりして対象は少し絞っていく、金額も少し押さえていくと考えていますが、あくまで事務局の今のところの考えです。以上でございます。

議長

ありがとうございました。豊田市さんにお尋ねをさせていただきます。特定疾患患者見舞金支給対象となる難病を６５疾患から３６６疾患に拡大されることに関しては対象者にとって大変喜ばしいことでございますが、反してですね既存の手当を半額にされることも大変思い切った決断となるかと思っております。私も障がい者の手当を減額させていただきたいっていうことで行革の会議に出しましたところ、それこそ大変な騒ぎになってしまった部分と本市ならムシロ旗が立つんじゃないかなと思うような心配もしておるわけなんですけれども、これについては代替施策があるのでしょうか、また市民の説明の仕方、議会対策についてですね妙案があればですねこの場を借りて教えていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

豊田市

はい、ありがとうございます。妙案はございません。代替案も特にございません。３万円のですね根拠が今現在曖昧でありまして、じゃあ１万５千円となると根拠が出せるのかということがありますけれども、何とかですね１万５千円程度で他の市町の方の支給の状況を見て、それに合わせてですね１万５千円程度で説明根拠をつければつけることができるといいなと思います。疾患数を増やしても対象者は１００名ない形になりますので、ほとんどは今の疾患の方でありまして２千何百名は今のままで対象者を増やしてもですね人数としてはあまり変わりませんのでそのままでのと思いますけど、なかなか財政の厳しい状況ですので減らしていきたいと思います。それにこの資料ありがとうございました。本当に愛知県内で一部の地域しかですね、こういった制度がないということがよく分かりました。持ち帰ってまた改めて検討させていただきます。

議長

ありがとうございました。では提案市の豊田市さんお尋ねしたい市はございませんでしょうか。よろしいですか。他市の皆さま如何でございましょうか。お尋ねしたい市はございますか。**（挙手あり　刈谷市）**どうぞ刈谷市さん。

刈谷市

すみません刈谷市です。制度の無い市の方については、初めからもう制度自体を作っておられなかったのか、何かのきっかけで止められたのか、いずれなんでしょうか。それだけ確認させていただきたいです。

議長

それでは最初からない市はおいておきましてですね、途中で止められた市がございましたら挙手をいただけませんでしょうか。**（挙手なし）**皆さん最初からないということのようでございます。よろしかったですか。

それでは無いようでございますので、特定医療費助成制度など難病法に基づく施策に関する愛知県の方向性とコメントをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

愛知県

健康対策課難行医療給付グループ田代と申します。着座にて失礼します。

難病対策につきましては、ご承知のとおり平成２７年１月から新たに法律ができまして、以前は特定疾患治療研究事業ということで国の予算事業として行われてたものが法律化されたということで大きく制度が変わりまして対

象疾病もですね当時国の５６疾患から今年度４月からまた増えておりますので３３０ということで、今後もどんどん増えていくという状況で、先日行われた国のですね委員会というか検討委員会の中ではですね新聞等で報道されておりましたご存じの方も見えるかもしれませんけれども疾病を追加していくんですけれども、疾病だけではなくてですね患者さんの自己申告によるですねその疾病という形ではなくて独自でこういった条件が整っている疾病の場合は、医療給付の対象にしてほしいということに患者さんが独自にやられる認定申請という仕組みも考えるというようなことが来ておりまして、難病患者についてはどんどん今後ですね対象が広がっていくという状況でございます。私ども医療給付を担当しておりますので基本的には愛知県と名古屋市さんと中核市さんということで他の市の方とは直接あまり交流というか事業として直接ですね関わることが少なかったんですけれども、今回こういったですね直接難病患者さんに見舞金というようなこういうものがあるということで、各市の状況をこういった形で教えていただいたということで大変参考になりました。どうもありがとうございます。愛知県のこの法制化によって市町村さんの独自利用こういった形で大きな影響を受けているんだなあということは、改めて認知させていただいたんですけれども愛知県もご承知のとおり２疾患県独自で愛知県独自で医療給付の対象にしている疾患がありますので、血清肝炎と肝硬変なんですけれども、これについても難病法ができたときに、どうして行くんだということがございまして愛知県としましては、この２疾患ですね新規の方からですね平成２７年１０月１日に要綱を作ったんですけれども、２７年１０月１日から新規で認定された方に所得制限を設けるという形で継続させていったという、こういった経緯がありますので見舞金とは直接、見舞金ではありませんけれども考え方としては、そういった考え方は参考になるのかなということで、ご紹介させていただきますけれども今後もですね難病患者さんの療養生活支援の方のですね障害者総合支援法こちらの方が中心になってくると思いますけれども、こちらの方でですね各市さんには今後とも難病患者さんの療養生活支援の方をご協力をお願いしたいなと思います。どうもありがとうございました。

議長

ありがとうございました。頂きました議案はすべて協議を終えましたが、この４つの議題全体を通してご質問、ご意見等はございませんでしょうか。議題についてのご質問等は無いようでございますが、その他の中でご質問をいただきたいと思っております。せっかくの機会でございますので何かご発言等ございませんでしょうか。皆さまから無いようでございますので私から愛知

県の方にですねご質問をさせていただきます。

２０１５年に所沢市で育休退園の差し止めを求める訴訟提起がなされました。育休退園制度は国の示したルールで運用したものでありますが、結果として所沢市は子育てにやさしくない自治体として一躍有名になってしまいました。愛知県内でも自治体間でバラつきがありますし、育休退園制度を導入している自治体は対岸の火事でもございません。育休退園について愛知県としてもご協議がなされたことと思っておりますけれども、県の見解、解釈をご教示願いたいと思います。

愛知県

子育て支援課でございます。育休退園につきましては、愛知県の方で各市町村さんに状況等をですね毎年車座になってお話しする機会があるんですけれども、やはりどうしても低年齢児に関しましては愛知県内でも育休退園を実施しているところは結構ございます。ですので保護者団体さんからですとかなりですね愛知県も懇談等をいたしますと保護者会の方からはかなり責められる訳でございますけれども、そちらにつきましても基本的になんていうか法律上っていうかですね制度上は退園しなくてもいいという風には書いてあるので、もちろんちゃんとニーズに対して確保策で確保されているところについては退園しないし、ごく少ないですけれども大抵の市町村さんは愛知県内は割と低年齢児は退園が多いという風に認識しています。県の中でもそういった話題とか、あと議会等で話題になったことも２７年度当初かなりございまして、県といたしましては、特に低年齢児の待機児童対策ということで、例えば小規模保育事業とかをですね活用していただくとか、なかなか難しいですけれども幼稚園の方の一時預かり事業とか延長保育事業でですね受け皿を確保できないかとか、そういった取り組みをしている市町村さんもあるようには聞いております。やはりちょっと関東の方は東京とか所沢と愛知県の状況は全体としては違うのかなと思いますけれども、市の方のご苦労というのは通常から伺っておりまして、退園させてはいけないということでもないですし、退園させなきゃいけないっていうことでもないので、そこら辺のところは地域の実情という話になるのかなという風に我々は考えております。特に近隣の市同士だとちょっと取り扱いが違ったりするとなかなか苦しい市もあるという風に伺っておりますけれども、保育はやっぱり計画的にニーズ量確保していただくということが支援法上ございますので、まあそういった感じになるんですけれど部長さんいかがでございますか。

議長

ありがとうございました。あの実はですね３歳以上児につきましては、どこの市でも育休退園をしていないっていう風に私は考えております。問題は０歳から２歳であります。この間に育休を取った時において母親が母親とは限らないかもわかりませんけれども育休退園をさせることに関しては私はルール上の運用だと思っております。こうした市は愛知県内に沢山あろうかなと思っております。私ども弥富市においても育休退園をしております。大変批判も多いってことも承知もしてございます。こういう中においてですね可能であれば私は愛知県から統一的なルールをお示しいただければ非常にありがたいなという風に思っております。是非持ち帰っていただきまして今ご判断を頂くっていうことは思ってもおりませんけれども是非ともご協議頂きまして愛知県ルールを各自治体にもしもお示しいただけるなら幸甚です。よろしくお願いいたします。

愛知県

では、また持ち帰りまして検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長

どうぞよろしくお願いいたします。

他の皆さま、ちょっと私のほうが先にご質問をさせていただきましたけれどもご質問等ございませんでしょうか。特にご意見等もございませんので、以上を持ちまして私の議長としての役割を終えさせていただきます。

皆さまのご協力ありがとうございました。

６　次年度当番市の決定

次年度当番市について、市施行順によりみよし市。

７　閉会　午後２時３５分